

自由と正義

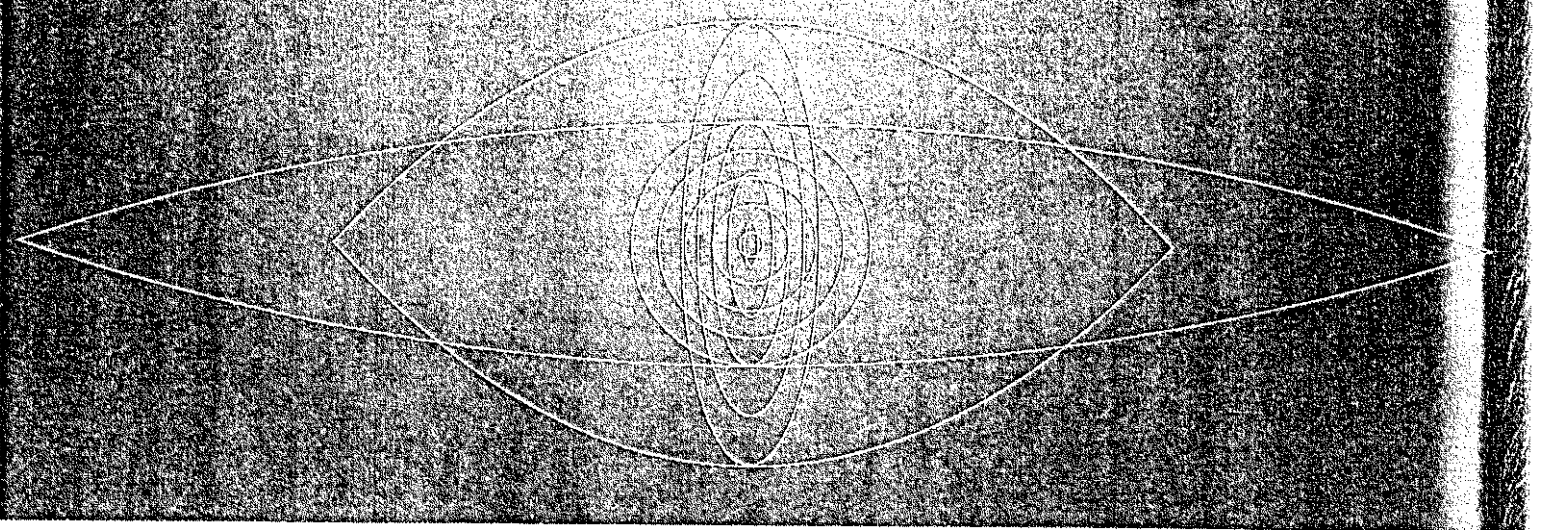
LIBERTY & JUSTICE JAPAN FEDERATION OF BAR ASSOCIATIONS

日本弁護士連合会

2003年(平成15年)

Vol.54

1
月号



年頭所感 司法改革の実現に向けて 本林徹

【カラム】

聖書の世界——聖書を読み 細田浩

田舎弁護士日誌 宮崎浩二

世界貿易センターテロに遭遇して 阿部信一郎

寄稿 弁護士報酬敗訴者負担制度の社会的影響

——予備的実態調査の結果報告 太田勝造・藤田政博

裁判員の人数比の検討

——評議を経験した市民の意見 藤田政博

弁護士倫理の改正に向けて

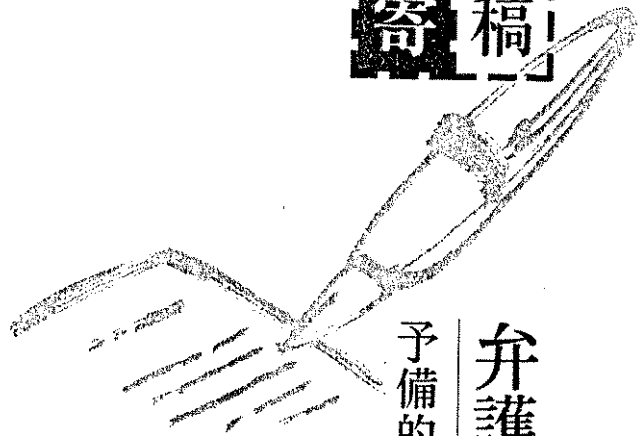
弁護士倫理改正の目的と審議状況 飯塚孝

各国の弁護士倫理の現状 石畔重次

他の士業の職業倫理の現状と将来 馬橋隆紀

◎日本弁護士連合会第45回人権擁護大会報告

寄稿



弁護士報酬敗訴者負担制度の社会的影響 予備的実態調査の結果報告



東京大学大学院法学政治学研究科教授
太田勝造
Ota Shozo



東京大学大学院法学政治学研究科博士
課程・日本学術振興会特別研究員
藤田政博
Fujita Masahiro

- 一 はじめに
- 二 本稿の課題と方法
- 三 消費生活専門相談員調査
- 四 法律相談来訪者調査
- 五 まとめ

一 はじめに

二〇〇一年六月二二日に発表された「司法制度改革審議会」の『意見書』において、弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いが論じられており、そこでは、「勝訴しても弁護士報酬を

相手方から回収できないため訴訟を回避せざるを得なかった当事者にも、その負担の公平化を図って訴訟を利用しやすくする見地から、一定の要件の下に弁護士報酬の一部を訴訟に必要な費用と認めて敗訴者に負担させることができる制度を導入すべきである」と主張されている。意見書のこの部分の依拠する社会的事実（いわば「立法事実」に相当する）の認識としては次の点を再確認できよう。

① 勝訴しても弁護士報酬を相手方から回収できないため訴訟を回避せざるを得なかった当事者が少なくとも一定以上存在してい

るという認識。

② 一定の要件の下に弁護士報酬の一部を訴訟に必要な費用と認めて敗訴者に負担させることができる制度によって、①のような意味で訴訟回避せざるを得なかった当事者たちも訴訟を利用しやすくなるという認識。

③ 一定の要件の下に弁護士報酬の一部を訴訟に必要な費用と認めて敗訴者に負担させることが、訴訟当事者間の負担の公平化に資するという認識。

いうまでもなく、司法制度改革審議会が依拠したはずのこれらの社会的事実の認識につ

いて、審議会自体が社会科学的調査を正面から行っているわけではないので、「一定の要件の下に弁護士報酬の一部を訴訟に必要な費用と認めて敗訴者に負担させることができる制度を導入すべきである」という主張は、証明された事実的根拠に基づく主張ではなく、むしろ社会的事実についての憶測的仮説に基づく主張と位置づけられなければならない。

事実、司法制度改革審議会自身も、その点を自覚しているようであり、②の認識については、それを否定する社会的事実の憶測的仮定も認めている。すなわち、次の主張である。「この制度の設計に当たっては、上記の見地と反対に不当に訴えの提起を萎縮させないよう、これを一律に導入することなく、このような敗訴者負担を導入しない訴訟の範囲及びその取扱いの在り方、敗訴者に負担させる場合に負担させるべき額の定め方等について検討すべきである。」この主張の依拠する認識とは次のようなものである。

④ 一定の要件の下に弁護士報酬の一部を訴訟に必要な費用と認めて敗訴者に負担させることができる制度によって、逆に不当に

訴えの提起を萎縮させられる当事者たちも少なくとも一定以上出てくるという認識。

結局、司法制度改革審議会としては、一定の要件の下に弁護士報酬の一部を訴訟に必要な費用と認めて敗訴者に負担させることができる制度が、国民にとって訴訟を利用しやすくするものであるか、逆に不当に訴え提起を萎縮させるものであるか、はっきりとはわからず、場合によるであろうという程度の認識の上に、意見書を作成していると理解せざるを得ない。事実、意見書では、「弁護士報酬の一部を敗訴当事者に負担させることが訴訟の活用を促す場合もあれば、逆に不当にこれを萎縮させる場合もある。弁護士報酬の敗訴者負担制度は、一律に導入すべきではない」と論じ、「このような基本的認識に基づき、勝訴しても弁護士報酬を相手方から回収できないため訴訟を回避せざるを得なかった当事者にも、その負担の公平化を図って訴訟を利用しやすくする見地から、一定の要件の下に弁護士報酬の一部を訴訟に必要な費用と認めて敗訴者に負担させることができる制度を導入すべきである」が、「ただし、同時に、敗訴者に負担させる金額は、勝訴者が実際に弁

護士に支払った報酬額と同額ではなく、そのうち訴訟に必要なと認められる一部に相当しかつ当事者に予測可能な合理的な金額とすべきである」とともに、「また、敗訴者負担制度が不当に訴えの提起を萎縮させるおそれのある場合には、このような敗訴者負担を適用すべきではないと考えられる」と述べている。このような歯切れの悪い議論となっているのは、その依拠する社会的事実（立法事実）について、あまりよくわからないままに提言をまとめようとしたからではないかと思われる。依拠すべき立法事実についてそれがよくわかっていないことは、司法制度改革審議会自体が自認しており、そのことは、「敗訴者負担を導入しない訴訟の範囲及びその取扱いの在り方、敗訴者に負担させる場合に負担させるべき額の定め方等について検討すべきであり、「この検討に当たっては、訴訟救助、法律扶助などの他の制度との関連や弁護士報酬の負担の在り方に関する国民の理解にも十分配慮すべきである」と結んでいることからわかる。一國の司法制度を改革するに際して、「訴訟が、利用しやすくなるか、しにくくなるか、よく分からないけれども、感覚的には公平に

合致する場合もあるように思われるから、ともかく少ししいじってみよう」というような意識で制度改革を行うべきでないことは万人の一致する点であろう。司法制度改革審議会が、さらに「検討すべきである」と述べることは、その意味で至極正当な主張である。この意味での立法事実の社会科学的調査についても、司法制度改革審議会は正当な注意を促している。すなわち、繰返しの引用となるが、「この検討に当たっては、訴訟救助、法律扶助などの他の制度との関連や弁護士報酬の負担の在り方に関する国民の理解にも十分配慮すべきである」と論じている。

なお、このような弁護士報酬制度がそもそも問題とされた文脈は、この意見書における位置づけから明らかのように、「Ⅱ 国民の期待に応える司法制度」へと改革するための「第1 民事司法制度の改革」としての「7 裁判所へのアクセスの拡充」のひとつの方策として「(1) 利用者の費用負担の軽減」を図るといふものである。現状の弁護士報酬制度が「不公平」で正義に反するから改革しようというのではなく、「裁判所へのアクセスの拡充」のために改革しようとするもので

ある。したがって、この文脈における「公平」とは、原告と被告との間の「訴訟利用による権利の実現における公平」である。たまたま訴訟に勝った者が、「負けた奴は負けるべくして負けたのだから、初めから権利を主張したり、権利を争ったりするべきではなかった」というような幼稚な後講釈を無批判に受け入れることを意味するレヴェルの「公平」ではないことを再確認しなければならない。

さて、「この検討に当たっては、訴訟救助、法律扶助などの他の制度との関連や弁護士報酬の負担の在り方に関する国民の理解にも十分配慮すべきである」との司法制度改革審議会の意見の前段、すなわち訴訟救助や法律扶助などの他の制度との関連については、日本弁護士連合会が、ドイツ、オランダ、フランス、韓国、アメリカ合衆国における弁護士報酬制度と訴訟救助、法律扶助、権利保護保険などとの関連、そして弁護士報酬敗訴者負担の社会的機能について調査を行っているので、その報告書に譲り、本稿では、意見の後段、すなわち弁護士報酬負担についての国民の理解と評価について社会科学的な検討を加えることにする。

二 本稿の課題と方法

本稿では、課題①「弁護士報酬各自負担という現状の弁護士報酬負担制度の下で、この制度のために提訴をあきらめる当事者がどれほど存在するのか」、および課題②「弁護士報酬負担制度を現状の各自負担から敗訴者負担へと変更した場合に、訴訟は現状よりも利用しやすくなるのか、逆に当事者は萎縮して訴訟利用を抑止されるのか」、について法社会学的調査を行った結果を報告する。

いうまでもなく、課題①も課題②も制度間比較を前提としているが、これを科学的な厳密さで実験することは不可能である。例えば、課題②の場合、弁護士報酬各自負担と弁護士報酬敗訴者負担の間の、訴訟利用の促進および抑止の機能についての比較であると再定式化するならば、(a) 弁護士報酬各自負担の下で、この制度のために提訴をあきらめる当事者の数、(b) 弁護士報酬各自負担の下で、この制度のために提訴を促進される当事者の数、(c) 弁護士報酬敗訴者負担の下で、この制度のために提訴をあきらめる当事者の数、(d) 弁護士報酬

報酬敗訴者負担の下で、この制度のために提訴を促進される当事者の数、を同一の社会に同一とみなしうる社会について比較する必要があるが、これは論理的に不可能である。

また、より調査が容易に見える課題①の場合も、提訴を考慮したがあきらめた当事者というとき、どの程度真剣に提訴を考慮した場合を言うのか、例えば弁護士に相談した場合を言うのか、単に裁判も可能性のひとつとして考えてみた程度でも含まれるのかによって大きくその意味は異なってくるとともに、何らかの論拠によって提訴をあきらめた者を定義できてそのような者を同定できたととしても、その者が提訴をあきらめた「理由」が何であるのか、提訴費用、裁判にかかる時間、訴訟をすることの精神的負担、弁護士の探索費用など多種多様な、そして、相互に重なり合っているであろう「理由」の中で、弁護士報酬各自負担がどれほどの比重を現実にも占めているのか、どれほどの比重を占めているならば「弁護士報酬各自負担制度のために提訴をあきらめる当事者」と呼ぶべきであるのかは、事実の問題としても、評価の問題としても、厳密で異論の出ない解決は不可能である。

さらには、急ピッチで進められている司法改革に鑑みると、最高裁判所や法務省がそのマンパワーと国家予算を用いて実施するのではない限り、全国調査を大規模にかつ厳密に行うことは、費用、時間、マンパワーのいずれの点でも事実上不可能である。もうひとつ指摘しておかなければならないことは、日本のように訴訟利用が低調な社会においては、大多数の人々は自分が訴訟を提起したり、訴訟に訴えられたりするという可能性を現実的なものとしては認識していない可能性が高い点である。そうであるなら、大多数の人々は弁護士報酬負担制度の現状が各自負担であることをよく理解していないであろうし、そもそも弁護士報酬がどのように計算され、どのくらいのものとなるかについてもわからない可能性が高い。このような場合に、市井の人に突如として「弁護士報酬敗訴者負担制度の導入に賛成ですか、反対ですか」とか「弁護士報酬は各自負担が現状の制度ですが、この制度のために訴え提起をしにくくなっていると感じますか」というような問いを発してもそれほど意味のある回答は得られないであろう。

本稿では、以上のような困難に鑑みて、次のような若干の工夫を凝らした社会調査を設計して、パイロット調査的に試み、少しでも合理的な法制度改革の資料を提供しようとするものである。

第一に、平和な日々を送っている人々が訴訟のことを考えたことがあまりなく、まして訴訟提起と弁護士報酬負担制度の関係に思いを至らせることはまずないであろう点に対しては、紛争を抱えて弁護士会の法律相談を受けに来た人々、および、一般市民が直面する可能性の高い消費者問題を中心とした種々の紛争について相談を日々受け付けている消費生活専門相談員という、二つの類型の人々を調査対象とすることで、より現実味のある回答を得ようと工夫した。

第二に、提訴を考慮したがあきらめた当事者がいかなる理由であきらめたかを確定することが困難であるという問題については、「民事裁判を起こすかどうかを決めるにあたって、気にすること」を選択肢の中から、最も気にするものから三番目まで番号を記してもらうという形で質問をし、提訴の際の意思決定における考慮要素を確定しつつ、それらの

間の軽重を測定することにした。

第三に、弁護士報酬の算定についての知識が一般の人々には不十分でありうるという問題については、質問票の中で具体例を示すことで対処した。

第四に、人々には、弁護士報酬負担制度についての知識が不足している可能性があるという問題については、次のような工夫を凝らした。現状の弁護士報酬各自負担について「あなたが依頼する弁護士の費用は、あなたが裁判で勝っても、相手方から回収できないとします」と説明した。他方、弁護士報酬敗訴者負担については、 α 「あなたが勝訴した場合には、あなたの弁護士費用の相当分を相手が支払います」との説明と、 β 「あなたが敗訴した場合には、相手の弁護士費用の相当分を、あなたが支払わなくてはなりません」との説明に分割した。その上で、第一バージョンのA票では、まず α の説明をしてから裁判を起こしやすくなるか否かを質問し、その上で β の説明をして、裁判を起こしやすくなるか否かをさらに質問した。第二バージョンのB票では、逆に、まず β の説明をしてから裁判を起こしやすくなるか否かを質問し、その

上で α の説明をして、裁判を起こしやすくなるか否かをさらに質問した。これら第一バージョンのA票と第二バージョンのB票を、消費生活専門相談員に対してランダムに配布した。なお、消費生活専門相談員への質問においては、相談に来た人々がどのように反応すると思うかを答えてもらう質問と、消費生活専門相談員自身が紛争の当事者となったらどのように反応するかを答えてもらう質問とを区別して質問した。

第五に、弁護士報酬各自負担と弁護士報酬敗訴者負担の間の、訴訟利用の促進および抑止の機能についての比較が困難であるという問題については、司法制度改革審議会が最も問題とする場合であると思われる、勝訴が相当程度に確実であるのに弁護士報酬各自負担のために提訴をあきらめる場合に絞って調査した（なお、弁護士会の法律相談の相談者の場合は、勝訴の見込みも質問している）。すなわち、「あなたが弁護士に依頼して裁判をすれば、ほぼ勝つことができ、実際に金銭の支払いを受けられるなど、裁判の結果も実現できるもの」とします。また、あなたが依頼する弁護士の費用はあなたが裁判で勝っても、相手から

回収できないとします。この場合、あなたは裁判を起こしますか」という形で質問をする形式とした。

なお、原告として能動的に訴え出る場合と、被告として訴えられた後にどれほど応訴するかという受動的な場合とでは、裁判利用をめぐる意思決定に差異が存在するかもしれないという問題については、弁護士会の法律相談の相談者に対する質問において、「訴える側である」「訴えられる側である」および「わからない」のいずれであるかを質問し、その回答に応じて振り分けて質問をしている。

本稿の質問票調査では、対象とする紛争としては、典型的な絞りかけず、三〇万円以下の少額裁判手続きを除いた民事裁判一般を想定して質問をしている。

本稿の調査は、日本弁護士連合会が主体となり、筆者らと協力して実施したものである。筆者らは、日本弁護士連合会の弁護士の方々から貴重なご意見をいただいた。とりわけ道尻豊弁護士には、弁護士会の法律相談の来訪者への質問票の作成をご協力いただいた。民事訴訟の利用者としての消費者に日々接し、消費者の民事訴訟利用について、その前段階

から観察する機会を多く持っている消費生活専門相談員の方々への質問票の配布と回収は、全国消費生活相談員協会（藤井教子理事長）のご協力の下に行った。弁護士会の法律相談の相談者は、各单位弁護士会が開催する法律相談の担当弁護士のところ、紛争を抱えて相談に来た当事者であり、質問票の配布と回収は、全国の弁護士会の法律相談担当の弁護士の方々のご協力の下に行った。

本稿では、紙面の制約のため、質問票を掲載することも、質問票の分析結果のすべてを論じることができないことをおわびする。（なお、質問票は太田のホームページ（<http://www.ju-tokyo.ac.jp/sota>）にPDFファイルとして公開している。）以下では、注目に値する結果を中心に紹介する。

三 消費生活専門相談員調査

1 調査の概要

消費生活相談員調査は、二〇〇二年五月から六月にかけて行われた。調査票は、消費生活相談員一五〇〇人に対して郵送された。そのうち有効な回答は六九九通で、郵送された

調査票の四六・六％であった。

本調査では、前述のように調査票にA票とB票の二種類が設けられていた。この二つの調査票の違いは、弁護士報酬の負担について、次の二つの質問を、どちらを先に尋ねるかということにあった。

a 「あなたが勝訴した場合には、あなたの弁護士報酬の相当分を相手が支払います」という説明を受けたときに、裁判を起しやすく感じるか、起こしにくくなると感じるか。

b 「あなたが敗訴した場合には、相手の弁護士報酬の相当分を、あなたが支払わなくてはなりません」という説明を受けたときに、裁判を起しやすく感じるか、起こしにくくなると感じるか。

具体的には、回答者自身が紛争当事者となつて民事裁判を提起しようかと考えている場合を想定してもらい、最初に、

「民事裁判（訴額三〇万円以下の少額裁判手続きを除きます）では、原告であれ被告であれ、勝訴した者の弁護士費用はその者が自ら負担することになり、敗訴した者が負担することはないのが原則です。現在の制度を変えて、

勝訴した者の弁護士費用の相当分を敗訴した者が負担する制度を導入した場合、弁護士はあなたに対して、

△A票ではa、B票ではb▽
とアドバイスすることになります。このような制度の変更に、あなたは現状の制度の下でよりも裁判を起しやすくなる感じますか。」と質問をし回答を得た。その次に、

「上記の場合と同じく、現在の制度を変えて、勝訴した者の弁護士費用を敗訴した者が負担する制度を導入した場合、弁護士はあなたに対して、さらに、

△A票ではb、B票ではa▽
とアドバイスすることになります。このような制度の変更に、あなたは現状の制度の下でよりも裁判を起しやすくなる感じますか。」と質問をした。

各消費生活専門相談員に対してA票とB票のどちらの調査票が郵送されるかは、無作為に決定された。調査票を受領した消費生活専門相談員には、質問票に二つのバージョンがあり、他の回答者の中には別のバージョンの質問票に回答している者がいることを知らされていない。回収された六九九通のうち、A

票は三三三三通、B票は三六六通であった。

なお、上記の質問以外の質問内容は、A票とB票とで全く同一であった。

2 提訴の促進か抑止か：A票とB票の比較

弁護士報酬の敗訴者負担制度の導入がもたらす提訴促進ないし萎縮効果を検討するために、A票とB票の回答を比較した。なお、回答の選択肢は、いずれのバージョンでも、

- A 「とても裁判を起こしやすくなる」
- B 「裁判を起こしやすくなる」
- C 「どちらかといえば裁判を起こしやすくなる」
- D 「どちらともいえない」
- E 「どちらかといえば裁判を起こしにくくなる」
- F 「裁判を起こしにくくなる」
- G 「とても裁判を起こしにくくなる」

の七段階尺度である。集計にあたっては、AからGに一から七の数値をそれぞれ割り当てた。したがって、集計結果を見る際は、四・〇が中間の「どちらともいえない」に相当し、

数値が大きくなればなるほど、裁判を起こしにくくなり、数値が小さくなればなるほど、裁判を起こしやすくなる、として解釈しなければならぬ。この意味で、回答の数値は提訴抑止の程度に対応している。

弁護士報酬各自負担か弁護士報酬敗訴者負担かの比較をめぐる議論においては、ともすると、前者の場合は「勝訴しても、自分の弁護士費用を回収できない制度」と（不正確に）単純化され、後者の場合は「勝訴すれば、自分の弁護士費用を相手から回収できる制度」と（不正確に）単純化されて、比較議論される傾向がなきにしもあらずである。とりわけ、一般市民に対して説明する際には、このような（不正確な）簡略化による説明がなされる危険が大きいであろう。そのような簡略化が議論の混乱を招く可能性を検証するには、本稿の調査のように、弁護士報酬負担制度の説明を二段階に分けて、順序を変えて聞いて、それらを比較してみれば明白となる。

具体的には、A票においてはまずα質問（勝訴の場合）への回答が求められ、B票においてはまずβ質問（敗訴の場合）への回答が求められている。これらの回答の間にシステ

マティックな相違が統計学的に検出されるならば、弁護士報酬負担制度をどのように簡略化して色づけるかによって人々の反応が大きく異なることがわかることになる。これらの質問の回答に関して、統計学のt検定と呼ばれる検定を行った。その結果は次のようになる。各回答についての平均値と標準偏差を掲げた。

A票のαの平均 (標準偏差)	3.74 (1.24)
B票のβの平均 (標準偏差)	5.33 (1.16)
(AαとBβの差)	
tの値	確率値
-17.5	0.00

このように、弁護士報酬敗訴者負担を、勝訴した場合に自分の払った弁護士報酬を回収できる制度であると位置づけるならば、導入論者が主張するように消費生活専門相談員は、裁判を起こしやすくなるとある程度感じる。すなわち、平均値三・七四で、これは「どちらともいえない」の四との差が有意である（ $p < 0.0001$ ）。これに対し、弁護士報酬敗

訴者負担を、敗訴した場合に相手の払った弁護士報酬を自分が負担しなければならない制度であると位置づけるならば、反対論者が主張するように消費生活専門相談員は裁判を起こしにくくなると強く感じる。すなわち、平均値五・三三で、これは四との差が有意である (t 検定 $p=0.00$)。

なお、上の「 t の値」とは、「統計量」である t の統計的計算結果である。その横の「確率値 p 」とは、A票の回答者の反応とB票の回答者の反応との間に何らの差異もないのに、偶然上記のような平均値の差が生じてしまう確率を意味し、それは t の値 (-17.6) に基づくものである (それゆえに t 検定と呼ばれる)。確率値 p が 0.00 であるから、偶然に三・七四と五・三三という差異が生じる確率は事実上ないことである。本稿では、統計学の確立した判断基準に依拠して、確率値 p が 0.05 を下回るときに、「比較の対象」同士の間、統計的に有意な差があると判断することにする。統計的検定とは、このようにして、有意な差や有意傾向があるかないかを確定する作業のことである。有意な差や有意傾向が存在するときのみ、当該の

検出された差異は現実の差異であるとして、その意味を解釈することが許される。

上の計算結果に戻ると、A票とB票の回答における差異は統計的に有意であるから、相違は偶然の産物ではなく、回答者の真正の反応の差である。この結果から導かれることは、弁護士報酬敗訴者負担制度は、勝訴した者が事後的に見る場合や勝訴するつもりでの強気の者が見る場合と、敗訴した者が事後的に見る場合や敗訴するかもしれないと慎重になっている者が見る場合とは、一八〇度異なったものと感じられることである。いうまでもなく、前者に対しては裁判利用をある程度促進し、後者に対しては裁判利用を強く抑制する。したがって、弁護士報酬敗訴者負担制度の導入の是非を議論する際には、勝訴の場合には相手から弁護士報酬を回収できるという盾の一面と、敗訴の場合には相手の弁護士報酬を負担しなくてはならないという盾のもう一面との双方を、常に明確に意識して議論しなければならないのである。

以上の、勝訴の場合と敗訴の場合との両方を自覚した上で議論をしなければならぬという点は、次の結果からも明らかとなる。す

なわち、勝訴の場合の質問と敗訴の場合の質問との間の質問順序による回答者の反応の動きを見ると次のようになる。

A票：最初の質問	α の平均 (標準偏差)	3.74 (1.24)
B票：最初の質問	β の平均 (標準偏差)	5.33 (1.16)
A票：次の質問	β の平均 (標準偏差)	5.03 (1.14)
B票：次の質問	α の平均 (標準偏差)	3.90 (1.16)
(最初と次の質問の差)		
t の値	確率値	-17.6 0.00
(最初と次の質問の差)		
t の値	確率値	-22.2 0.00

このように、勝訴の場合を聞いてから敗訴の場合を聞くか、逆に敗訴の場合を聞いてから勝訴の場合を聞くかで、裁判を起こしやすくなるか、起こしにくくなるかの反応は、全く逆の動きをしており、ともに統計的に有意な変化である。

ところで、 α に回答した後の質問であるA票の β と、 β に回答した後の質問であるB票の α は、ともに、勝訴・敗訴の両面における弁護士報酬敗訴者負担の意味を理解した上で回答である。両者の比較の結果は次のようになる。

A票のβの平均 (標準偏差)
5.03 (1.14)

B票のαの平均 (標準偏差)
3.90 (1.16)

(AαとBβの差)
tの値 確率値
-17.5 0.00

このように、勝訴の場合から敗訴の場合へという順番で質問するか (A票)、逆に敗訴の場合から勝訴の場合へという順番で質問するか (B票) で、回答者の反応が大きく異なるのである。弁護士報酬敗訴者負担制度を導入すべきか否かにとつて、注目すべき点がもうひとつ気づかれよう。すなわち、質問順序による差はあれ、A票の回答者は弁護士報酬敗訴者負担導入によって裁判を起こしにくくなると強く感じる。すなわち、平均値五・〇三は四・〇よりずっと大きい (t検定p=0.00)。これに対し、B票の回答者は、弁護士報酬敗訴者負担導入によっても裁判を起こしやすくなるとはそれほど感じていない。すなわち、平均値三・九〇は四・〇に近い (t検定p=0.09)。言い換えれば、B票の回答者は、

敗訴者負担制度の導入によって、勝訴したときに有利になるとわかっていても、それにより訴訟が起こしやすくなるとはあまり感じられていないという結果である。すなわち、われわれの調査結果からは、少なくとも消費生活専門相談員という法的紛争や裁判にある程度以上の知識を持つ者にとつて、「弁護士報酬敗訴者負担の導入で、人々は裁判を起こしやすくなる」という主張は、事実には合致しないものであると、データからは結論せざるを得ない。

3 消費生活専門相談員がアドバイスする場合
上記2の質問の後に、今度は消費生活専門相談員が紛争を抱えた相談者に対してアドバイスする場合について、弁護士報酬敗訴者負担制度への移行の効果について次のように尋ねた。

「勝訴した者の弁護士費用を敗訴した者が負担する制度を導入した場合、弁護士への相談や、民事裁判 (訴額三〇万円以下の少額裁判手続きを除きます) の利用を、あなたは相談者にアドバイスしやすくなりますか。」

回答選択肢は、
A 「とてもアドバイスしやすくなる」

- B 「アドバイスしやすくなる」
- C 「どちらかといえばアドバイスしやすくなる」
- D 「どちらともいえない」
- E 「どちらかといえばアドバイスしにくくなる」
- F 「アドバイスしにくくなる」
- G 「とてもアドバイスしにくくなる」

の七段階尺度である。集計にあたっては、AからGに一から七の数値をそれぞれ割り当てた。したがって、集計結果を見る際は、四・〇が中間の「どちらともいえない」に相当し、数値が大きくなればなるほど、アドバイスしにくくなる。この意味で、回答の数値はアドバイス抑止の程度に対応している。なお、この質問はA票とB票とで全く同一である。統計的分析結果は次のようになる。

	平均値 (標準偏差)	度数
A票	四・四一 (一・二二)	三三〇
B票	四・五五 (一・二二)	三六四
全体	四・四八 (一・二二)	六九四

A票とB票との間には統計的検定を掛けても有意な差は見られなかった($p=0.14$)。したがって上記2で分析した質問の影響(キャリアオーバーエフェクト)は見られない。ここでは、全体の平均値が四・四八と「どちらともいえない」に対応する四・〇よりも大きい点に注目すべきである(七割時 $p=0.00$)。これは、弁護士報酬敗訴者負担制度の導入によって、消費生活専門相談員たちは、相談者に対して、弁護士への相談や民事裁判の利用をアドバイスしにくくなると、ある程度考えていることを意味する。この点は、消費生活専門相談員にとって、「弁護士報酬敗訴者負担の導入で、人々は裁判を起こしやすくなる」という主張が、事実に合致しないという2の分析とも平仄が合う結果である。

4 弁護士報酬各自負担では勝訴確実でも提訴断念するか

勝訴が相当程度に確実であるのに弁護士報酬各自負担のために提訴をあきらめる場合がどの程度あるかを調査した。すなわち、消費生活専門相談員自身について、「あなたが弁護士に依頼して裁判をすれば、ほぼ勝つこと

ができ、実際に金銭の支払いを受けられるなど、裁判の結果も実現できるもの」とします。また、あなたが依頼する弁護士の費用はあなたが裁判で勝っても、相手から回収できないとします。この場合、あなたは裁判を起こしますか」という形で質問をした。

その回答の集計結果によれば次のようになる。

「自分の弁護士費用を負担しても、裁判を起こす」……………二一%
 「自分の弁護士費用を負担しても、たぶん裁判を起こすだろう」……………五六%
 「自分の弁護士費用を負担するなら、たぶん裁判を起こさないう」……………一一%
 「自分の弁護士費用を負担するなら、裁判を起こさない」……………三%
 「わからない」……………一〇%

弁護士報酬各自負担制度という現状の下において、七七%の者は裁判を起こす、ないし、たぶん起こすだろうと答えている。起こさない、ないし、たぶん起こさないうと回答した者は一四%である。この一四%を多

いと見るか、少ないと見るかは評価の分かるところではあるが、上記2と3の結果に鑑みると、これら比較的少数の者が、弁護士報酬敗訴者負担制度を導入することで裁判を起こすようになる保障はあまりないことは確かである。

5 制度の知識、提訴の際に気にすること

消費生活専門相談員が現在の民事裁判における弁護士報酬の負担制度について正確な知識を有しているかを調査した。具体的には、質問票の冒頭で「あなたは、現在の民事裁判では、判決で負けた側が勝った側の弁護士の費用を支払わなければならないと思いますか、支払わなくてよいと思いますか」と質問した。その回答の集計結果は次のようである。

選択肢1「負けた側は支払わなければならない(勝った側が負けた側に請求できる)」を選んだ者……………一三%
 選択肢2「負けた側は支払わなくてよい(勝った側が負けた側に請求できない)」を選んだ者……………二五%
 選択肢3「どちらの場合もあると思う」を

選んだ者……………四五％
選択肢4「わからない」を選んだ者…六％

弁護士報酬負担制度の原則としての正解は
選択肢2であるが(三五％)、不法行為などに
おける例外も考慮すれば一番正確な回答は選
択肢3となろう(四五％)。両者をあわせれば、
ほぼ正解を選んだ者といえ、それは八〇％に
上る。逆に言えば、全くの間違った知識を持っ
ている者は一三％だけであったことになる。
では、民事裁判を起こすかどうかを決める
にあたって、気にすることは何であろうか。
消費生活専門相談員自身の立場で気にするこ
とと、紛争を抱えた一般の相談者が気にする
ことを区別して聞いた。選択肢は、

- A 「裁判で勝てるかどうか」
- B 「実際に金銭の支払を受けられるかな
ど、裁判の結果を實現できるかどうか」
- C 「事を荒立てたり、人に知られたりす
るのではないか」
- D 「裁判所へ納める費用がいくらかかる
か」
- E 「弁護士の費用がいくらかかるか」

F 「解決までに時間がどれくらいかかる
か」

G 「裁判のためにどのような準備や手間
がかかるか」
H 「どうやっていい弁護士を見つけるか」
の八つであり、最も気にするもの(一番目)
から三番目まで、一、二、三の番号を記入し
てもらった形式を採用した。
それらの回答によれば、民事裁判を起こす
かどうかを決めるに当たって消費生活専門相
談員自身が一番気にすることについて一〇％
以上の者が選んだものは、最も多かったもの
から順に、

- A の勝訴できるか……………四八％
 - B の裁判の結果を實現できるか…………一九％
 - H のどうやっていい弁護士を見つけるか
……………一二％
 - E の弁護士費用……………一一％
- であった。民事裁判を起こすかどうかを決め
るに当たって一般の相談者が一番気にするこ
とについて一〇％以上の者が選んだものは、

最も多かったものから順に、

- E の弁護士費用……………三六％
 - A の勝訴できるか……………三四％
 - B の裁判結果の實現……………一一％
- であった。

消費生活専門相談員は勝訴できるか、裁判
結果を實現できるかという「結果」を最も強
く気にして提訴するかの意思決定をする傾向
があり、弁護士の問題は若干後退している
といえる。これに対し一般の相談者の場合は、
弁護士費用の問題を勝訴できるかと同じかそ
れ以上に気にして、提訴するかの意思決定を
していることになる。消費生活専門相談員
の方が一般の相談者よりも法制度や民事裁判に
ついて、より詳しくより正確な知識を持って
いるであろうことに鑑みると、法制度や民事
裁判についての知識があると、弁護士費用の
問題が後退してくる点が注目しよう。
二番目に気にすることと三番目に気にする
ことまで見ると、法社会的に興味深い点か
見えてくる。まず、Fの解決までの時間やG
の準備や手間については、一番目に気にする

者は非常に少ないが、二番目、三番目に気にする者は相当いる。消費生活専門相談員および一般の相談者の場合、一番目、二番目、三番目の割合は次のようになった。

	一番目	二番目	三番目
消費生活専門相談員	一番目	二番目	三番目
F (解決までの時間)	三%	一三%	二〇%
G (準備や手間)	五%	二二%	一七%
一般の相談者	一番目	二番目	三番目
F (解決までの時間)	一%	六%	一六%
G (準備や手間)	六%	九%	一五%
消費生活専門相談員	一番目	二番目	三番目
一般の相談者	六%	六%	一一%

これによれば、時間や手間は二次的な考慮要素であることになろう。法社会学的にさらに興味深い点は、Cの「事を荒立てたり、人に知られたりする」という考慮である。

このようになっており、法制度や民事裁判にある程度の知識のある者はほとんど考慮の

対象にしないのに対し、一般の相談者は二次的な考慮要素としてはある程度気にしている（少なくとも消費生活専門相談員はするように一般人を見ている）ことになる。

四 法律相談来訪者調査

1 調査の概要

法律相談来訪者調査は、二〇〇二年六月から一〇月にかけて行われた。全単位弁護士会に協力の要請を行い、調査票は各単位弁護士会に郵送された。規模、地域のバランスを考へて重点的に協力要請を行った単位弁護士会もある。五二単位のうち四五の単体会から調査票が回収された。その総数は一九九四通に上っている。

調査対象者は、各弁護士会主催の法律相談に訪れた人々（来訪者）である。調査票には、来訪者本人が記入を行う欄と、法律相談の担当弁護士の記入欄がある。法律相談の事務局から来訪者に調査票を配布してもらい、法律相談の順番を待っている間に、来訪者自身によって来訪者記入欄に記入してもらった。その上で、法律相談の際に担当弁護士に質問

票を渡してもらった。担当弁護士は、担当か護士記入欄に、相談中および相談後適宜記入をした。回答者の構成等については付録の図表参照。

相談者に、一「訴える側」、二「訴えられる側」、三「わからない」のいずれであるかを尋ね、一と三の回答者を「訴える側」のための質問群に回答してもらい（それぞれ一〇三〇人（五二・七％）と六〇三人（三〇・二％）、二の回答者（二八一一人（二四・一％））には「訴えられる側」のための質問群に回答してもらった（無回答八一人（四・一％））。紙面の制約のため、以下では、この「訴える側」の相談者の回答一六三二件に絞って、弁護士報酬負担制度が提訴の促進機能を有するのか、あるいは逆に提訴の抑止機能を持つのか、を中心の検討課題として分析する。

2 勝訴の見込みの評価

訴える側の相談者の裁判利用の希望をまず見ておこう。回答によれば、以下のようなであった。

裁判を起こしたいと思っている

..... 一二九人 (七・九%)

相談の結果によっては裁判を起こしたいと

思っている..... 五五七人 (三四・一%)

裁判を起こしたいと思っていない

..... 四三六人 (二六・七%)

わからない..... 三九三人 (二四・一%)

無回答..... 一一七人 (七・二%)

弁護士報酬敗訴者負担制度の導入によって
訴え提起が促進される場合の典型は、勝訴の
見込みが高い当事者ないし高いと信じている
強気の当事者である。では、弁護士会の法律
相談を受けた者で、訴える側の相談者は、自
分の勝訴の見込みをどのように自己評価して
いるのであろうか。「あなたが今回の相談に
ついて裁判を起こした場合、勝てると思いま
すか」との質問に対する回答は、

勝てると思う..... 四四一人 (二七・〇%)

たぶん勝てると思う..... 三〇八人 (二八・九%)

どちらともわからない

..... 六六七人 (四〇・九%)

たぶん負けると思う..... 二五人 (一・五%)

負けると思う..... 一七人 (一・〇%)

無回答..... 一七四人 (二〇・七%)

であった。どちらともわからない者、たぶん
負けると思う者、および、負けると思う者の
合計四三%ほどの者は訴え提起を萎縮させら
れるであろう。

これに対し、勝てると思う者、および、た
ぶん勝てると思う者が七四九人の自己評価が
どれほど正確かの一つの判断材料として、法
律相談後の担当弁護士の評価とクロスさせて
みた。それによれば、勝てると思う四四一人
の事件の場合、弁護士から見てそもそも民事
裁判(調停、破産を除く)にはならないと判断
されるものが一一八件(二七%)ある。弁護
士から見た勝訴の見込みを見ると、勝てると
思う四四一人の事件のうちで弁護士も勝訴で
きると思うものは一七四件(三九%)であり、
弁護士から見てどちらかといえば勝訴でき
ると思うものは五三件(一二%)であり、両者
をあわせても半分程度でしかない。本人がた
ぶん勝てると思う三〇八人の事件の場合、弁
護士から見てそもそも民事裁判(調停、破産
を除く)にはならないと判断されるものが七

五件(二四%)ある。たぶん勝てると思う三
〇八人の事件のうちで弁護士が勝訴できると
思うものは一〇一件(三三%)であり、弁護
士から見てどちらかといえば勝てると思う
ものは五〇件(一六%)であり、両者をあわ
せても半分程度でしかない。このようにみる
と、弁護士会の法律相談の来訪者は勝訴の見
込みについて楽観的な見込みを持って訪れ、
弁護士との相談によって現実に戻されて
いるといえよう。弁護士報酬敗訴者負担制度
の導入によって提訴が促進されるのは、本
人から見ても弁護士から見ても勝訴できると
判断される事件であろう。これは全体の一一
%程度でしかない一七四件となる。
では、弁護士から見て勝訴できると判断で
きない場合、その理由は何であらうか。弁護
士会の法律相談担当の弁護士の回答全体の中
で上位を占めた選択肢は、「事実を立証でき
るかわからない」、「相手方からの抗弁がわか
らない」、「法律的な判断が微妙である」であ
った。

3 勝てると思う者も弁護士報酬各自負担で提訴を断念するか

弁護士報酬敗訴者負担制度の導入によって提訴が促進されうると判断される場合においても、現状の弁護士報酬各自負担制度の下でもやはり訴えが提起されるならば、導入は何の影響もないことになる。

上記三の消費生活専門相談員に対しての質問と全く同じ文言で、「あなたが弁護士に依頼して裁判をすれば、ほぼ勝つことができ、実際に金銭の支払いを受けられるなど、裁判の結果も実現できるものとします。また、あなたが依頼する弁護士の費用はあなたが裁判で勝っても、相手から回収できないとします。この場合、あなたは裁判を起こしますか」という形で質問をした。その回答の集計結果は次のようになった。

「自分の弁護士費用を負担するなら、たぶん裁判を起こさないだろう」
 ………………二五人(八%)
 「自分の弁護士費用を負担するなら、裁判を起こさない」……………六二人(四%)

と、弁護士報酬各自負担を理由に裁判を起こさない、ないし、たぶん起こさないと答えた者は一二%でしかない(ただし、「わからない」が三七%いる)。

また、裁判を起こした場合に勝ると本人が思う四四一人の場合を見ると、「自分の弁護士費用を負担するなら、たぶん裁判を起こさないだろう」が三九人(九%)、「自分の弁護士費用を負担するなら、裁判を起こさない」が一六人(四%)と、弁護士報酬各自負担を理由に裁判を起こさない、ないし、たぶん起こさないと答えた者は一三%でしかない(ただし、「わからない」が二九%いる)。

では、四二で弁護士報酬敗訴者負担制度の導入によって提訴が促進されうると期待できる、本人から見ても弁護士から見ても勝訴できると判断される一七四人についてはどうであろうか。集計すると、「自分の弁護士費用を負担するなら、たぶん裁判を起こさないだろう」が一三人(八%)、「自分の弁護士費用を負担するなら、裁判を起こさない」が四人(二%)と、弁護士報酬各自負担を理由に裁判を起こさない、ないし、たぶん起こさないと答えた者は一〇%でしかない(ただし、「わ

からない」が三四%いる)。

このように見ると、現状の弁護士報酬各自負担制度の下で、勝訴の見込みが高いにもかかわらず、相手から自分の弁護士費用を回収できないことを理由に提訴を断念している者は決して多くはないといえると思われる。

4 裁判の利用への影響

弁護士報酬敗訴者負担制度の導入がどのような効果をもたらすかについては、紛争当事者の意見と、法律相談の弁護士が民事裁判利用を勧めやすくなるか否かを調査した。

(一) 相談者の評価

まず、弁護士会の法律相談の「訴える側」の相談者に対して、弁護士による法律相談の開始直前に、担当弁護士によって「現在の民事裁判では、原則として、勝った者の弁護士費用はその者が負担し、負けた者が支払うこととはありません。この原則を変えて、勝った者の弁護士費用を負けた者に負担させる制度になれば、あなたが裁判で勝てば、相手方は、あなたの弁護士費用を支払うことになりません。しかし、その場合、あなたが負けたときは、あなたは、相手方の弁護士費用も支払うこと

になります。」と読み上げてもらい、その上で、「勝った者の弁護士費用を負けた者に支払わせる制度に変えることによって、今よりも、裁判を利用しやすくなると思いますか、利用しにくくなると思いますか」と質問をしてもらう形で調査した。その結果は、次のようになつた（無回答一八％を除く）。

「利用しやすくなる」

……………一三三人（二四％）

「どちらかといえば利用しやすくなる」

……………一三五人（八％）

「どちらともいえない」

……………一八三人（二七％）

「どちらかといえば利用しにくくなる」

……………一三三人（八％）

「利用しにくくなる」 三〇七人（一九％）

「わからない」 ……二五四人（二六％）

利用促進傾向の回答である「利用しやすくなる」と「どちらかといえば利用しやすくなる」の合計は二二％程度、利用抑止傾向の回答である「どちらかといえば利用しにくくなる」と「利用しにくくなる」の合計は二七％

程度であり、若干利用抑止傾向の評価が傾向として読み取れる。なお、この質問への回答の頻度分布は、正規分布ではなかった。（コルモゴロフスミノルフ検定の結果、 $N=609$, $p=0.00$ ）、以下の分析にはノンパラメトリック検定を用いた。また、以下では、「わからない」という回答と、無回答は分析から除かれている。

弁護士報酬敗訴者負担制度導入によって民事訴訟が利用しやすくなるか否かの評価と勝訴の見込み判断との関連について検討するために、両者の回答について相関係数（Kendall's τ ）を算出した。その結果、 $\tau=0.15$ ($p=0.00$) と有意な正の相関があることが見いだされた。勝訴の見込みについては、五段階の尺度で値が大きくなるほど敗訴するという方向の回答選択肢であり、利用のしやすさについては、五段階の尺度で値が大きくなるほど利用がしにくいという方向の回答選択肢となっている。これらの間に正の相関が見られたということは、敗訴すると思われている人ほど、敗訴者負担制度の導入によって裁判を利用しにくくなると考えていることとなる。

(二) 担当弁護士の評価

弁護士会の法律相談を担当する弁護士の立場での、弁護士報酬敗訴者負担導入の影響について調査した。具体的には、「本件の相談者について、勝訴した者の弁護士費用を敗訴した者が負担する制度が導入された場合、あなたは弁護士として、裁判の利用を勧めやすくなりますか、勧めにくくなりますか」と弁護士に質問した。回答は、次のようになった（無回答四％を除く）。

「勧めやすくなる」……………一四四人（二七％）

「どちらかといえば勧めやすくなる」

……………九八人（二二％）

「どちらともいえない」

……………一三六人（二八％）

「どちらかといえば勧めにくくなる」

……………九九人（二二％）

「勧めにくくなる」……………二〇四人（二四％）

「わからない」……………二五人（三％）

勧めやすくなる方向の回答である「勧めやすくなる」と「どちらかといえば勧めやすくなる」が二九％であるのに対し、勧めにくくなる

なる方向の回答である。「どちらかといえば勧めにくくなる」と「勧めにくくなる」の合計が三六％であり、弁護士報酬敗訴者負担制度の導入によって、弁護士にとって法律相談で裁判の利用を相談者に勧めにくくなるとの評価の方が若干多い。

さらに、経済的利益の額、勝訴の見込み、利用を勧めやすくなるかについて、互いの相関係数 (Kendall's τ) をとった。その結果、相関が見られたのは、勝訴の見込みと利用の勧めやすさの間のみであり、相関係数は $\tau = 0.48$ ($p = 0.00$) であった。敗訴すると評価する弁護士ほど、敗訴者負担制度の導入によって裁判利用を勧めにくくなると考えていることになる。

5 制度の知識、提訴の際に気にすること

弁護士会の法律相談の来訪者が、現在の民事裁判における弁護士報酬の負担制度について正確な知識を有しているかを調査した。上記三の消費生活専門相談員への質問と全く同じ質問をした。その回答の集計結果は次のようである (無回答二三％を除く)。

選択肢1 「負けた側は支払わなければならぬ (勝った側が負けた側に請求できる)」を選んだ者……………三〇％
 選択肢2 「負けた側は支払わなくてよい (勝った側が負けた側に請求できない)」を選んだ者……………八％
 選択肢3 「どちらの場合もあると思う」を選んだ者……………一五％
 選択肢4 「わからない」を選んだ者三四％

弁護士報酬負担制度の原則としての正解は選択肢2であるが (八％)、不法行為などにおける例外も考慮すれば一番正確な回答は選択肢3となる (一五％)。両者をあわせれば、ほぼ正解を選んだ者といえ、それは二三％しかない。逆に言えば、全く間違った知識を持つている者は三〇％もある。弁護士報酬負担制度が一般に知られていないことがわかる。裁判を起こすかどうかを決めるにあたって気にすることについては、三の消費生活専門相談員に対する質問と同じ質問をした。それらの回答によれば、民事裁判を起こすかどうかを決めるにあたって相談者が一番気にすることについて一〇％以上の者が選んだものは、

最も多かったものから順に次のようであった。

裁判で勝てるかどうか……………三八〇人 (三三・三％)
 弁護士の費用……………二四五人 (二一・〇％)
 裁判の結果を實現できるかどうか……………二三七人 (二四・五％)

このように弁護士会の法律相談の相談者は、勝訴できるかとか裁判結果を實現できるかといった「結果」を気にして提訴するかの意思決定をしている。弁護士費用の顧慮の比重が消費生活専門相談員への相談者よりも若干低いようである。

二番目に気にすることと三番目に気にすることまで見ると、やはり、法社会的に興味深い点が見えてくる。まず、一番目、二番目、三番目に気にする割合は次のようになっている。

一番目	二番目	三番目
解決までの時間	六％・一一％	一四％
準備や手間	五％	九％
事を荒立てたり、人に知られたりする	八％	四％

時間や手間は二次的な考慮要素である点で、これは消費生活専門相談員への一般の相談者の場合と類似の傾向である。また、事を荒立てたり、人に知られたりするという考慮も、消費生活専門相談員への一般の相談者の場合と同様、二次的な考慮要素としてはある程度気にしていることになろう。

五 まとめ

本稿では、司法制度改革審議会の『意見書』において論じられた、弁護士報酬敗訴者負担制度の導入の可否について、法社会学的調査によっていわば「立法事実」を提供しようと努めた。本稿の調査自体は予備的で小規模なものであり、より大規模でより緻密なさらなる調査が必要ではあるが、弁護士報酬敗訴者負担制度の導入の可否をめぐる議論に対して、ある程度の実証的なデータと知見を提供できたと考える。

本稿の調査では、紛争を抱えて弁護士会の法律相談を受けに来た人々、および、一般市民が直面する可能性の高い消費者問題を中心

とした種々の紛争について相談を日々受け付けている消費生活専門相談員という、二つの類型の人々を調査対象とした。

弁護士報酬負担制度についての知識の点では、消費生活専門相談員と弁護士会の法律相談の相談者とは大きな差が見られた。前者では大多数がある程度正しい知識を有しているのに対し、後者の場合はあまり知識を有していない。

司法制度改革審議会の『意見書』が前提にしていると思われる認識、すなわち、勝訴しても弁護士報酬を相手方から回収できないため訴訟を回避せざるを得なかった当事者が少なくとも一定以上存在しているという認識は必ずしも現実を反映しているとはいえない。消費生活専門相談員の場合も弁護士会の法律相談者の場合も、ほぼ勝訴できるのに、弁護士報酬各自負担を理由に裁判を起こさない、ないし、たぶん起こさないと答えた者は一人に一人程度しかない。現状の弁護士報酬各自負担制度の下で、勝訴の見込みが高いにもかかわらず、相手から自分の弁護士費用を回収できないことを理由に提訴を断念している者は決して多くはないといえよう。

『意見書』が認める、弁護士報酬敗訴者負担制度の訴訟提起促進機能と訴訟提起抑制機能の相剋については、後者の抑止機能の方が若干強いという結果であった。

弁護士報酬敗訴者負担制度は、勝訴した者が事後的に見る場合や勝訴するつもりでの強気の者が見る場合と、敗訴した者が事後的に見る場合や敗訴するかもしれないと慎重になっている者が見る場合とは、全く逆の影響を有するので、勝訴の場合には相手から弁護士報酬を回収できるという面と、敗訴の場合には相手の弁護士報酬を負担しなくてはならないという面の双方を、常に明確に意識して議論しなければならぬ。われわれの調査結果によれば、消費生活専門相談員というある程度以上の法的知識を持つ者にとって、「弁護士報酬敗訴者負担の導入で、人々は裁判を起こしやすくなる」という主張は、事実には反するものである。また、弁護士報酬敗訴者負担は、消費生活専門相談員にとって、弁護士への相談や民事裁判の利用をアドバイスにくくさせる。弁護士会の法律相談の来訪者で、弁護士報酬敗訴者負担制度の導入によって提訴が促進されるのは、本人から見ても弁護

士から見ても勝訴できると判断される一〇件に一件程度の少数の事件であり、しかも、ほぼ勝訴できると考えているのに弁護士報酬各自負担のために提訴を断念する者は、さらに一〇人に一人程度の少数派でしかない。さらに、弁護士報酬敗訴者負担制度の導入は、弁護士にとって法律相談で裁判の利用を相談者に勧めにくくするとの評価が、勧めやすくするとの評価よりも若干多いのである。

《付録》 弁護士会法律相談での回答者の構成

1. 回答者の年齢構成

年齢	20未満	20—29	30—39	50—59	60—69	70—79	80—89	90以上	無回答
(人)	3	221	433	396	476	291	131	1	42
(%)	0.2	11.1	21.7	19.9	23.9	14.6	6.6%	0.1	2.1

2. 男女構成

男 性……………1083人 (54.3%)
 女 性…………… 880人 (44.1%)
 無回答…………… 31人 (1.6%)

3. 民事裁判で原告ないし被告となった経験

原告ないし被告となった経験のある者…………… 183人 (9.2%)

4 民事裁判になりうる紛争 (法律相談担当弁護士による判定)

民事裁判になりうる紛争 ……………996件 (49.9%)
 民事裁判になりうる相談案件の経済的利益の額
 50万円未満 ……………146件 (14.7%)
 50万円以上100万円未満……………142件 (14.3%)
 100万円以上300万円未満 ……………225件 (22.6%)
 300万円以上1,000万円未満 ……………231件 (23.2%)
 1,000万円以上1億円未満 …………… 98件 (9.8%)
 1 億円以上 …………… 7件 (0.7%)
 わからない ……………142件 (14.3%)
 無回答 …………… 5件 (0.5%)